

## 石垣市への障害児入所施設設置に関する意見書

児童福祉法に基づく障害児入所支援には、児童が入所し日常生活の指導等自立に必要な知識技能を身につける福祉型障害児入所施設と、入所し日常生活の指導等の他に治療を行う医療型障害児入所施設がある。入所対象となる児童は身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は発達障害児を含む、精神に障害のある児童であり、手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となる。入所には保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によるとこととされており、平成 28・29 年度厚生労働科学研究事業「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」報告書によれば福祉型、医療型ともに、措置では虐待（疑いあり）が最も多くなっており、福祉型で 43%、医療型で 48%を占めている。ついで、保護者の養育力不足が、福祉型で 36%、医療型で 35%となっている。また、契約では、その他を除くと保護者の養育力不足が福祉型、医療型ともに最も多くなっている。

沖縄県内には福祉型障害児入所施設が 4 か所、医療型障害児入所施設が 4 か所あるが、八重山圏域には設置されていない。

本市では平成 29 年度 3 月末現在、18 才未満の身体障害者手帳所持者数及び療育手帳所持者数はそれぞれ 34 人、101 人となっている。障害のある児童の保護者からは、安心して安定した環境で療育や子育てを行うためにも、市内において障害児入所施設の設置を求める声もあり、また生活圏が沖縄本島とはことなる地理的事情からも、同施設設置は「市民の一人ひとりが輝く」共生社会を目指す本市において、必要不可欠な施設である。

よって当市議会は沖縄県に、地域の実情・ニーズを的確に把握し障害児入所施設の石垣市への設置を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 20 日

石 垣 市 議 会

宛先 沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員